## ◎佐賀県条例第14号

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険法施行条例(平成25年佐賀県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分け 下線の部分である

次の表に拘りる規定の以正部方は、下膝の部方で <i>め</i> る。											
改正前					改正後						
	(手数料) 第19条 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。					(手数料) 第19条 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。					
	納付義務者	手数料		納付時期		納付義務者	手数料 如付時期			納付時期	
		名称	額	柳竹时旁		附刊 我伤日	名称	額	į	柳竹时旁	
	1 法第69条の	介護支援専	8,700円	受験申込		1 法第69条の	介護支援専	9,800円		受験申込	
	2第1項の規	門員実務研		みのとき		2第1項の規	門員実務研			みのとき	
	定に基づく介	修受講試験				定に基づく介	修受講試験				
	護支援専門員	手数料				護支援専門員	手数料				
	実務研修受講					実務研修受講					

2 • 3 略

2~18 略

試験を受けよ

うとする者

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 • 3 略

試験を受けよ

うとする者

2~18 略